



くわた恭子通信

<http://kyoko.moo.jp>
zxkyoko@yahoo.co.jp

[無所属]

発行日 R3年7月26日
発行者 広島市議会議員
くわた 恭子
731-5153 佐伯区河内南2-30-2
TEL929-293C FAX929-2928
OPEN 9時~12時(月~金)

地域の皆様、お世話になります。市議会議員のくわた恭子です。通信60号を発行しました。6月定例会では一般質問を行いましたので、その内容を中心に記事を書いています。

河井被告実刑

一般質問を行ったのは6/18 河井克之被告に3年の実刑と追徴金130万円が東京地裁で決定した日でした。質問を終え議場を出ると廊下には報道陣がいっぱい。被買収の議員を1人1人取り囲んで判決を受けての取材を行っていました。取材を受けたくなくて早く帰った議員もいたと聞いています。昨年の6/18河井夫妻が逮捕されてからちょうど1年目の判決、長く感じましたが1年です。即日控訴していますが、大臣の要職にあった方が、刑務所に入るのです。刑の重さを改めて感じます。



30分の質問時間いっぺんに残りは数秒、あせりまじり

議会最終日、改めて13人の被買収議員の辞職勧告を出す動きもありましたが、見送られました。出されたのは、受け取った金を地元団体に寄付したとする今田議員への辞職勧告と説明を求める議案。私は説明を求める議案に賛成しましたが、いずれも否決されました。

7/6東京地検は、被買収の100人全員を不起訴とする処分を決定しました。7/14刑事告発していた市民団体の検察審査会への申し立てが受理されました。このまま何も無かった事にはならないと思いますが、結果を見守るしかありません。

お母さんからの電話

コロナ禍での学校支援 わくわくする企画を子ども達に

コロナ禍で子供たちはずいぶん窮屈な学校生活を送っている。給食は黙食、部活動を頑張っても、試合は中止、3年間頑張った吹奏楽部の公演も時間短縮の5分間、楽しみにしていた修学旅行も延期に次ぐ延期..こんな時こそ、教育委員会で子供たちへのワクワクするプレゼントを企画できないか、こんな時だからこそこの企画。制限の多い時期を知恵と工夫で、こんなことが出来たという思い出を作ってやりたい。いちPTAの活動ではできることに限界ある。このような電話を5月中旬に受けました。何とかできないものかと思い質問しました。

質問

例えば、ジャクサ宇宙飛行士の話やおさかな君の話をおオンラインで聞くなど出来ないか、またこれに限らずわくわくする企画やPTAの企画に助成できないかと…

答弁

コロナ禍で実施できなかった行事の代替えとして伝統文化の体験プロスポーツ選手や文化人を招いての講演会を実施したり、既存の補助金を活用し、子ども会などと協力して思い出作りをした好事例もある。新たな補助金の創設は考えない。

この質問は早い段階で教育委員会に投げかけ検討を求めた。目先の予算や制度に縛られず、いかに出来る、わくわくする企画を教育委員会に求めた。お母さんからの電話。議場では答えたが、答弁の内容は、菅音神の調理実習に食材の不慮な付付。矢野南学区の遊び体験。いはいも既存の事業。質問直前に8月の担当課長が聞き取りに来た。適当に作った答弁。子ども達は、体験に育つ。コロナ禍の体験は採集、とうもろこし、お母さんからの電話。今できることを一杯やるしかない。悔しくて涙が出るような答弁。

GIGAスクール構想 10年後の進展はあるのか

文部科学省では、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、学校現場にICTの積極的な活用が不可欠との観点から「GIGAスクール構想」を推進するとし、全国の義務教育段階の学校において、児童生徒の1人1台端末、及び高速大容量の通信環境のもと新しい学びの形を進めるとして。投書は5か年計画だったがコロナ禍で前倒しされ全国で一気に進められている。

広島市の導入状況

財源の割合 →		国	広島市
令和元年2月議会	タブレット5万4千台 24億3954万円	2/3	1/3 交付税
	学校内のLAN整備 39億6100万円	1/2	1/2 起債
令和2年5月臨時会	タブレット5万台 22億4726万6千円	2/3	1/3 交付税
令和3年度予算	データ回線他 4億円		全額

広島市の負担は、タブレットは1/3、後で交付税措置される。LAN整備は1/2を市債発行、後で交付税措置、データ回線は全額広島市の負担です。後年交付税措置はいつもの国の手法。すべての交付税に紛れるので、全額措置されているかわからない

ICTによる学びの変革は、世界の潮流、時代の変化とたくましく対応しなければならぬが、ICTで人間性は育たない。

学力の向上

国際学習到達度調査

2015年時点、学校でコンピューターの使用時間が長時間になると読解力も数学の成績も下がるとする報告がある。市教育委員会はICTを効果的に活用する事で思考力、判断力表現力コミュニケーション能力の育成が図られる。と答弁。本当にそうか、科学的根拠は無い。

端末の更新

タブレットは機械。

古くもなれば、壊れることもある。初期投資でも全額国費ではない。日常的なメンテナンス、機器の更新について国の補助は明確ではなく、指定都市で連携し要望すると答弁した。文科省は補助事業を立上げ後、継続的に補助することをこれまででもしていない。文科省には財源が無いからだ。一旦始まったICT教育の継続は各自治体の体力に左右される懸念を強くする。2024年にはデジタル教科書の本格導入との文科省有識者会議の報告。読み書き基本の大切さを疎かにしない事も報告書には記されおり少し安堵する。

増える不登校児童生徒 令和元年では1907人

小中高不登校生徒数 (人)

	小学校	中学校	高校	合計
H27	268	699	39	1006
H28	277	685	36	998
H29	376	748	65	1189
H30	467	868	82	1417
R元	668	1026	213	1907

コロナ禍の窮屈な学校生活、とりわけ部活動などの制限で行きづらさ感じている子もいるのではとの声が学校現場であり、コロナ感染防止との因果関係は、明確ではないが不登校は小中高で増加傾向です。特に中学生は多く、単純に各学校に15人程度不登校生徒がいる状況。最も多いのは中学2年生の380人、前年比で86人増加している。

不登校対策は20年に及び取り組みあるにも関わらず不登校が増加する背景には不登校への意識の変化がある。平成29年教育の機会確保法において、登校という結果のみを目標にするのではなく児童生徒が社会的に自立することを目指す事や児童生徒の休養の必要性が徐々に浸透してきたことや、近年フリースクール等が増えてきた事を市教委は上げる。

引きこもりを防ぐ

担当課長が何度も

口に言葉。広島市では市内4か所にふれあい教室、各小中学校にふれあい広場を設置し、教室に入れられない子ども達の居場所としている。令和元年の小学校ふれあい広場の支援児童は984人にのぼる。どこかに関り、学習の機会、社会との接点を確認し自立した大人に成長してもらいたい。

風力発電事業 安芸太田町は受け入れ拒否を決定

通信を書いている途中、7/16安芸太田町の議員から「風力受け入れない」のメールが届く。翌日の中国新聞には、事業予定地は災害の危険がある地質で町が開発禁止区域に指定している。災害発生リスクを考慮し開発を受け入れないとする。安芸太田町の事業地には、36基の半数以上が設置予定の計画なので、今後大幅な見直が必要と報じている。

質問

現在は、令和3年1月から始まった環境影響評価手続きの第2段階である環境影響評価方法書の手続中である。2月に湯来地区で事業者による住民説明会が2箇所であり、4月と5月環境影響評価審査会が市役所であり、6/7 市として環境保全の検知からの意見を広島県知事に上げている。環境影響評価方法書に対しての市の意見で強調した内容は何か。方法書に対する住民の意見は1280通もある。この多くの意見を広島市はどのように受け止めているのか。地域の方々は山の尾根への風車の建設を強く心配している。計画地域及び周辺のほぼ全域は保安林が含まれている。保安林解除に必要な手続き、広島市として関わるところがあるのか質問した。

～（仮称）広島西ウインドファーム事業～
佐伯区湯来町多田、安芸太田町上筒賀、廿日市市吉和にわたる地域に最大高さ150mの風車36基と工事用道路整備、送電施設整備事業、高さ150mとは、リーガロイヤルホテルの高さ、36基とは、陸上風力発電所では、国内最大級の風力発電所。工期は3～4年を要し、事業期間は20年間

答弁

意見では、騒音及び低周波について広範囲の影響を調査する事、動植物生態系について専門家の意見を踏まえ調査する事、住民から災害発生に関する懸念の声が多い事をふまえてこの事業が環境への甚大な影響の原因とならないよう安全確保の対策を講じる事を求める。意見書には住民の疑問、意見を積極的に聴取する事も求めた。保安林解除は事業者が県を通じ国に対し解除申請を提出する。その際県は広島市に意見照会をすることになる。

意見書は、再生可能エネルギーの必要性を認めていない。意見の内容を実施しないなら建設はすべきではないと言っている。安芸太田町は災害リスクを重視受け入れ拒否した。この別な方向に動かしほしい。

不登校対策

スクールソーシャルワーカーの充実

不登校児童生徒の対応として平成8年よりスクールカウンセラーが導入、平成20年にはスクールソーシャルワーカーが導入された。学校現場に専門家が配置された事は大きな進展しかし、いずれも資格を要する専門家だが、常勤の一般職職員ではなく、いわゆる非正規の職員の処遇となっている。

スクールカウンセラー

時給5000円で週20時間以内

スクールソーシャルワーカー

1日5時間45分/年収は260万円

スクールソーシャルワーカーは不登校に限らず社会福祉一般に対応する専門家です。事業開始以降、学校からの派遣要請件数の増加に伴い、人数の拡充もされてきたが追いついていない。人数の拡充と処遇改善を求めた。

スクールソーシャルワーカーの派遣要請件数は平成30年度453件/令和元年度589件/令和2年度727件と急激に増加、対応困難なケースも増えてきている。さらに個々のケースワーカーの力量の向上も不可欠。人数の拡充など体制強化に努め本事業の充実に努めると答弁。時期は明確ではないが、スクールソーシャルワーカー事業の改善はされると受け止めた。

女性活躍

スクールソーシャルワーカー現在17人だが16人が女性。もともと非正規の募集のため男性が少なかったのではと推測する。市行政の非正規の職員（会計年度任用職員）数は令和3年度5896人、最も多いのは保育士男女別の人数はわからないとの事だが女性が多いのは職種からみても明らか。行政サービスは女性に支えられていると言ってもいいと思う。労働人口が減少する中、公務員の職場において女性職員の正規化を進めることは、民間を先導するだけでなく、現在、コロナ禍で問題視される女性の貧困、子供の貧困の解決にもつながると考える。女性の活躍とは、女性が企画立案の役職に就くことだけでなく、女性の正規職員化、安定して生活できる給与を得ることが大前提

広島平和推進基本条例 可決

第1条(目的)

この条例は、平和の推進に関し、本市の責務並びに市議会及び市民の役割を明らかにするとともに、本市の施策の基本となる事項を定めることにより、平和の推進に関する施策を総合的かつ継続的に推進し、もってヒロシマの心である核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に寄与することを目的とする。

第2条(定義)

この条例において「平和」とは、世界中の核兵器が廃絶され、かつ、戦争その他の武力紛争がない状態をいう。

第3条(本市の責務)

本市は、平和の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第4条(市議会の役割)

市議会は、本市の平和の推進に関する施策に関し、その機能を最大限に発揮するとともに、長崎市議会等と連携し、平和の推進に関する活動を行うものとする。

第5条(市民の役割)

市民は、平和の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

第6条(平和記念日)

本市は、人類史上最初の原子爆弾が投下された昭和20年8月6日を世界平和樹立への礎として永久に忘れてはならない日とし、原子爆弾による死没者を追悼するとともに世界恒久平和の実現を祈念するため、毎年8月6日を平和記念日とする。

2 本市は、平和記念日に、広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式を、市民等の理解と協力の下に、厳粛の中で行うものとする。

第7条(平和の推進に関する施策)

本市は、平和の推進に関し、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1)核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を目指し、国内外の都市等との連携を図るための施策
- (2)市民等が、原子爆弾による被爆の実相への理解を深めるとともに、平和について考え、平和の推進に関する活動を主体的に行うよう、平和意識の醸成を図るための施策
- (3)原子爆弾被爆者の体験及び平和への思い(以下この号において「被爆体験」という。)を世界に広めかつ、これらを次世代に確実に伝え続けるよう、被爆体験の継承及び伝承を図るための施策
- (4)前3号に掲げるもののほか、平和の推進を図るために必要な施策

第8条(年次報告)

市長は、毎年、平和の推進に関する施策の実施状況を市議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

第9条(財政上の措置)

本市は、平和の推進に関する施策を総合的かつ継続的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第10条(委任規定)

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

令和元年7月から政策立案検討会議で検討を始めた広島市平和基本条例が令和3年6月議会で可決成立した。素案提示後1000件を超える市民意見があり、その意見を条例に反映するかどうかの議論にも多くの時間を要した。条例の目的は条文にもあるように、現在年間約30億円を予算立てしている平和の施策が、将来にわたり継続され核兵器廃絶と世界恒久平和の実現の後ろ盾とするものです。決して6条の平和式典を厳粛に行う為、8/6 平和公園周辺で行われている抗議行動を規制するものではない。が、6条に関する市民意見が最も多く、意見は両極端だった。条例の採決は反対が6人1人は採決に加わらなかった。

稚拙で自分に似ない条例と言われた事もあるが、様々な意見を持つ議会の承認を得るにはこのような表現になった。反対する側から修正案の提出は無かった事が制作の難しさを示している。検討会議は全会一致を旨とした。民主主義の原則多数決で決めるべきとの意見もあったが、多数決ではもと偏った条例になると思っている。条例は、未来永劫不変のものではない。将来、さらにいいものにすればいいと思う。